

小山第一小学校いじめ防止基本方針

『はじめに』

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利と基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

また、いじめは、いつでも、どこでも、起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両者になり得るという危険性もはらんでいる。

こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは、いつでもどこでも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、『いじめの未然防止』、『いじめの早期発見』、『いじめの早急な対応』について、一小としての共通理解を図り、いじめ防止のための対策を組織的に行っていくことを目的にこの基本方針を制定するものである。

<いじめ防止対策委員会>

- ・校長 ・教頭 ・教務 ・児童指導主任（いじめ対策担当） ・学習指導主任
- ・養護教諭 ・特別支援教育主任 ・学年主任
- （スクールカウンセラー 心の相談員）

I いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

1 いじめの定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

【「いじめ防止対策推進法」第2条より】

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

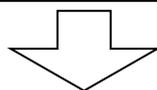
2 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命または心身に重大な危険を生じさせうる。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、集団の構造上の問題や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

【いじめ追跡調査結果】 平成25年7月 国立教育政策研究所】

暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度である。



つまり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しているとともに、暴力を伴わないいじめを見聞きしている状況にある。

3 いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共通理解する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものという基本認識に立って、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための「未然防止」・「早期発見」・「早急な対応」に取り組む。教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反することになる。

具体的には、『一小さいじめ対策アクションプラン ～いじめ0、欠席0を目指す総合的施策～』（別紙参照）を共通理解し、共通行動することで、いじめ0、欠席0のすみよい一小的の具現化を図る。

4 いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸になって組織的に対応することが必要である。これまでも学校において様々な取り組みが行われてきたが、未だにいじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国各地で発生している。そこで、社会全体が総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備するために、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定された。

Ⅱ 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

1 児童指導対策委員会

学年ブロック及び特別支援教室代表からなる委員会で、気になる児童を把握し、どのように対応していくかの話し合いと対応策を考える場とする。

2 児童指導対策会議

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・学年主任・養護教諭・特別支援室代表・当該児童担任からなる臨時の組織であり、問題行動等の事案が発生した場合に、速やかに共通理解と対応策について話し合いを行う。

関連法：「いじめ防止対策推進法」第22条

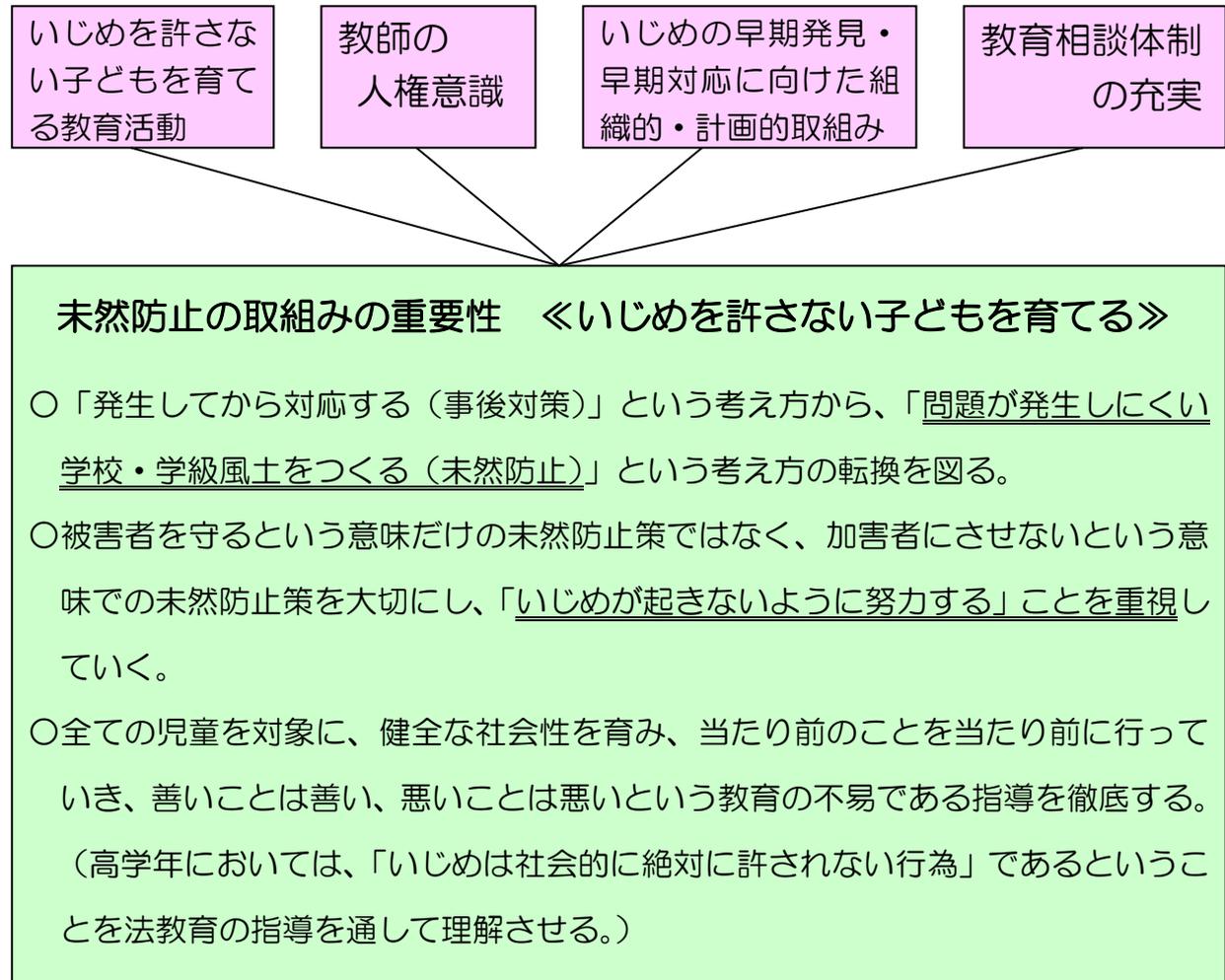
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

3 打合せ及び職員会議での情報交換及び共通理解

放課後の打合せ時に児童指導（いじめ問題等の情報共有）について設定し、職員会議の議題の最後に児童指導について項立てをすることで、意図的・計画的に児童指導に関する共通理解を行い、組織的に対応できる体制を常に整えておく。

Ⅲ いじめの未然防止のために

1 いじめが起こりにくい学校・学級づくり（未然防止）



2 いじめの未然防止に向けての具体的手立て

（1）いじめを許さない、居がいのある学級づくり

- 外遊びを奨励し、クラス全員で遊ぶ場を設け、団結力を高める。また、担任も共に遊ぶことで、児童の変化に気付く努力をする。
- 「心のアンケート（年3回）」や「Q-U検査結果（年2回）」を生かし、児童の実態を正確に把握し有効活用することでよりよい学級経営に努める。

（2）教育活動の充実によるいじめの未然防止

- 分かったと実感できる分かる授業・魅力ある授業に努める。
- 友だち同士の関わり合いを大切にした対話のある授業の展開。

(3) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- いじめに関する内容項目の授業の充実を図り、「心を育てる学校教育の日」には、授業を行う。
- 児童自身がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向かい合えるような授業の工夫を図る。

(4) 人権教育の充実

- 人権旬間の取り組みにより、子どもたちの人権を尊重できる意識の向上を図る。
- 教職員の「人権言動チェック」を学期ごとに行い、人権意識を高める。

(5) 相談体制の整備

- 教育相談を各学期1回行い、学校内外における児童の様子をより深く理解し、一人一人が楽しく充実した学校生活を送れるよう支援する。
- 教育相談室「ひまわり」を開設し、児童が生活相談員に悩みなどを自由に相談できる場を設け、心の安定が図れるように支援する。
- スクールカウンセラーを積極的に活用し、児童や保護者の抱える悩みを受け止め、校内におけるカウンセリング機能の充実を図る。

(6) いじめ防止強調週間及びいじめゼロ旬間

- いじめ防止強調週間では、児童会主催で「いじめゼロ集会」を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解し、児童が自分たちの問題として切実に考えられるようにする。ただし、そのときの状況（感染症等）により、実施方法を変える。
- 教育相談旬間にあわせて、いじめゼロ旬間を設定し、よりよい人間関係を築けるようにする。

(7) 縦割り活動の充実

- 清掃活動において、学年に応じた役割を与えることで、自覚や責任感をもたせる。
- ハッピーグループを結成し、異学年の児童との交流の場を設け、好ましい人間関係育成を図るとともに、児童理解を図る。
- 遠足や学校探検において意図的に学年交流することで、下学年の児童にも自己有用観を感じられる場面を設ける。

Ⅳ いじめの早期発見・早期対応のために

教職員一人一人がいじめ問題への意識を高めるとともに、子どもが抱える悩みや人間関係の問題に気付く目を磨き、児童指導上必要な力量を高めるなど、**教師の資質の向上を図る。**特に、発達障害や帰国子女、外国籍、性同一性障害や震災により避難している児童に対しては、注意深く見守り、当該児童の特性を踏まえた適切な指導を継続的に行っていく。

また、学校としていじめ問題の早期発見・早期対応に向けて、「**学校全体で組織的な対応ができる体制づくり**」に努める。

1 いじめの早期発見

(1) 「心のアンケート」と教育相談の実施

アンケートをもとに、一人一人の児童と教育相談を行い、その思いをくみ取り、児童指導に十分に生かすようにする。

(2) 休み時間指導及び日記指導

児童の休み時間での活動の様子に目を配り、変化に気付く努力を行ったり、個人ノートや日記などから児童の交友関係や悩みを把握したりして、児童指導に生かす。

(3) チェックポイントの活用

いじめ早期発見チェックポイントを活用し、細かい場面についてもう一度児童を見つめ、深く関わられるよう意識を高め、いじめの早期発見に努める。

2 いじめの早期対応 (『一小 危機管理マニュアル』に準ずる)

学校のいじめへの対応 (徹底調査、1 + 3)

まずは徹底した調査 (見えない部分に何が合ったのかまで)

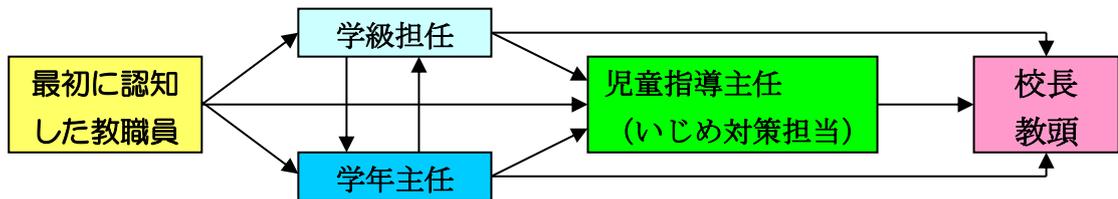
1 被害児童、保護者の支援

※より添い徹底的に守りぬく姿勢で※

- + 3**
- ・加害児童に対する直接指導
 - ・加害児童保護者に対する直接指導
 - ・傍観者への指導

1 いじめの情報（兆し）をキャッチ

いじめに関する相談を受けた場合やいじめを認知した場合、速やかに校長〔教頭〕に報告し、指示を受けた後、実態を正確に把握する。



2 「いじめ防止対策委員会」を開き、対応チームを編成し、対応方針を検討する。

(1) 情報の整理

- いじめの態様、被害者、加害者、関係者等の情報を整理する。

(2) 対応方針の決定

- 目的を明確にし、いじめられている児童、いじめている児童、観衆、傍観者、学級全体など対象を明確にした指導・援助をどのように進めるか話し合う。

(3) 対応チームの編成と指導役割の明確化

- 出授業、関係児童との結びつき等を考慮して対応チームを編成する。
- 個々の教員の指導の役割、指導場面、何をどう指導していくのか明確にしていく。

3 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけなどをじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

〈注意点〉

- いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聞かない。
- 複数の教職員で同時に個別に話を聞く。
- 注意、叱責、説教だけで終わらせない。
- ただ単に謝ることだけで終わらせない。
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行わない。

4 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

学校の複数の教職員によって、場合によっては、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方の協力を得ながら、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童等に対する指導を継続的に行っていく。

(1) 被害者(いじめられた子どもへの対応)

- 心のケアを図るとともにいかなる理由があっても、徹底していじめられたこどもの味方になる。
- いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 「君にも原因がある」とか「がんばれ」という指導や安易な励ましはしない。
- 面談や生活ノートの交換等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めるなどして支援を継続する。

(2) 加害者(いじめた児童)への対応

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- 被害者の辛さに気づかせ、いじめは決して許されないことをわからせる。
- 授業や学級活動等を通してエネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていき、成長させていく。

※ 必要があるときは、いじめを行った児童について教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
(いじめ防止対策委員会で決定し本人及び保護者への連絡を行う)

【いじめに対する役割分担と対応の目安(小山市いじめ防止基本方針より)】

○言葉によるからかい(レベル1)

担任や学年主任で対応し解決を図る。保護者へ連絡をする。

○仲間はずれ、悪口・陰口(レベル2)

担任・学年主任に加え、児童生徒指導担当者や管理職が入り、保護者も交えて指導する。解決が長期にわたる場合は、教育委員会に報告する。

○暴言や誹謗中傷行為(「死ね」等の書き込み)、脅迫行為や強要行為
(レベル3)

児童生徒指導担当者もしくは管理職が、警察・児童相談所等の関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。教育委員会に報告する。

○重い暴力や傷害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝(レベル4)

学校は警察へ相談や通報する。教育委員会も積極的に関わる。出席停止の措置をとる場合、関係機関と連携して該当児童生徒に対して必要な指導を組織的に行う。

(3) 観衆、傍観者への対応

- いじめの問題について話し合わせ、いじめをなくすためにはどうしたらよいのかを子どもたち全員に自分の問題として考えさせる。
- 子ども達に勇気や正義感、思いやりの心を育成するため、道徳の時間や学級活動等において関連する内容を扱い指導するなどして、望ましい人間関係づくりに努める。
- 子ども達一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定し、日頃から言葉かけを多くし、子どものよさを認めほめることを心がける等して自己有用感が味わえる学級づくりに努める。

3 保護者との連携及び対応

いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等との間で争いが起きないように、**情報の共有**を行えるようにする。また、担任だけでなく**複数の教師で対応**し、いじめを受けた児童保護者に対する支援及びいじめを行った児童の保護者に対する**助言を継続的に行っていく**。また、平素より、保護者に対しては、様々な広報活動を通じて、いじめの問題やそれに対する学校の取り組みについての、理解を深めておく。

(1) いじめられている児童の保護者との連携及び対応

- ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問又は学校に来ていただき、学校で把握した事実を正確に伝える。顔を合わせて情報を伝えることを原則とする。
- イ 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ウ 対応経過を逐次報告するとともに、保護者からの子どもの様子について情報提供を受ける。

(2) いじめている児童の保護者との連携及び対応

- ア 事情聴取後、速やかに家庭訪問又は学校に来ていただき、学校で把握した事実を正確に伝える。顔を合わせて情報を伝えることを原則とする。
- イ 相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。また、一方的に攻めるのではなく、その子や保護者の心情にも配慮する。
- ウ いじめは誰にでも起こる可能性があること、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があることを伝える。
- エ いじめの問題が解決するまで、保護者と連絡を密に取り合い、気づいたことがあれば報告してもらえるように協力を依頼する。

4 その他の留意事項

教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討することができる。また、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、当該児童に対して懲戒を加えることができる。

根拠となる法令は下記の通りである。

(1) 出席停止制度の適切な運用

必要に応じて、教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法 35 条の規定に基づき、当該児童の出席停止を命じることができる。

(2) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加えることができる。

V 関係機関との連携

学校として、いじめ防止、根絶に向け、教育委員会及び関係諸機関との連携強化を密に図っていく。

※関係機関(警察、児童相談所、医療機関等)と連携する場合、基本的に小山市教育委員会報告・連絡・相談すること。

1 連携を必要とする状況と関係機関

連携を必要とする状況	関係機関
○いじめの発見状況を報告する必要がある場合 ○対応方針について相談したい場合	小山市教育委員会
○保護者に何らかの問題がある場合など、家庭環境が大きく関係している場合 (その状況に応じて連携先を決めていく)	民生委員及び主任児童委員 市子育て家庭支援課 市の青少年相談室
○いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている場合	医療機関
○いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要	心の相談員、スクールカウンセラー、必要に応じて児童相談所
○LINEやインターネット掲示板等への不当な書き込み (LINEに関しては、関係児童等の指導や保護者との連携が優先する)	教育委員会及び「栃県警察 栃県民相談室 相談専用電話」 028-627-9110
○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携。 ○生命又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報する。	小山管轄警察署

2 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うことになる。学校がこのような調査を行うときには教育委員会が必要な指導及び支援を行うことになる。また、学校は教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告しなければならない。

重大事態とは

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

情報提供

教育委員会又は学校は上記の調査を行ったときには、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

3 備考（いじめ防止等のための小山市が設置する組織）

小山市いじめ問題対策連絡協議会等条例により設置されるもの

- (1) 小山市いじめ問題対策連絡協議会
- (2) 小山市いじめ問題専門委員会
- (3) 小山市いじめ問題調査委員会

『おわりに』

今回、いじめ問題に迅速かつ適切に対応するために、小山市いじめ防止基本方針をもとに「小山第一小学校いじめ防止基本方針」を一部加筆した。(R3. 7)

「いじめ」はいつでも、どこでも起こり得るもので、「一小でも起こり得るもので、早期発見・早期対応に努める」という意識をもち続け、『一小いじめ対策アクションプラン』の具現化を常に念頭に置いて、全ては一小の子どもたちの健全な育成のために、学校と保護者、関係機関が連携しながら対応できるよう、日頃から共通理解を図りながら意識を高めておきたい。